

発行者 千葉県総合企画部報道監広報グループ
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2061(佐々木)
FAX 043-227-0146

さらに情報をお知りになりたい方は・・・
・ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
・Eメール chibanews@mz.pref.chiba.lg.jp
・本紙メール版のお申し込みは、Eメールで

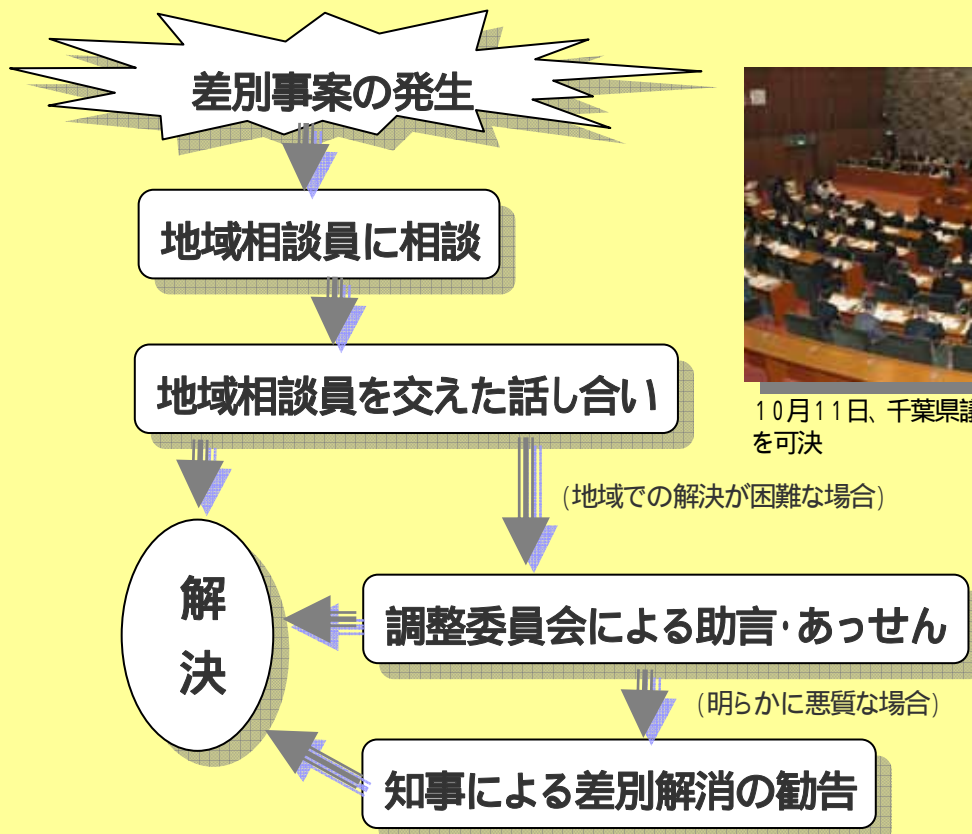
国内初！ 2006.10.11 条例成立

千葉県は、障害者差別を話し合いによって解決する条例をつくりました

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人が住みなれた地域で偏見や誤解から生ずる差別を受けることなく、自分らしく暮らしていくための条例です。

何が差別であるかを明らかにし、第三者を交えた話し合いによる解決を基本とした仕組みを定めた国内初の条例です。条例は、来年7月から施行されます。

差別の解決を図る仕組み



10月11日、千葉県議会は全会一致で条例案を可決

条例の概略

この条例は、何が差別なのかを県民の目に明らかにするために分野ごとに定義しています。

また、個別の差別事案を解決するために、相談業務に当たる「地域相談員」や、事案の審理に当たる「調整委員会」を設置し、さらには差別の背景にある制度や習慣について話し合う「推進会議」、頑張っている人を応援する仕組みとして「表彰」などの規定を盛り込んでいます。

A 基本理念

- ・「すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。(条例第3条第1項)
- ・「障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行わなければならない。」(同第3項)

問題解決に当たっては、お互いの立場を理解し、話し合いを通じて解決を図ることを「基本理念」に掲げています。

B 差別の禁止

- ・「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、過重な負担になる場合においては、この限りではない。」(条例第8条)

「過重な負担」については、個別事例ごとに事情が異なるので、今後、事例の積み重ねによって明らかになると考えています。

C 差別事案の解決

- ・相談業務に当たる「地域相談員」、相談員への助言や事実の調査などを行う「広域専門指導員」、事案の審理などを行う「障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置して、事案の解決を図ります。(条例第2章第2節及び第3節)
- ・「障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。」(条例第20条第1項)

身近な「地域相談員」が当事者の意思疎通を図ります。また、専門的な対応が必要な事案には、「障害のある人の相談に関する調整委員会」(知事の附属機関)が助言やあっせんを行います。

D 推進会議

- ・「知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、各分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議を組織するものとする。」(条例第29条第1項)

差別の背景にある制度や習慣等の問題について話し合います。

E 理解を広げるための施策

- ・「知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。」(条例第31条第1項)

起きてしまった差別事案の解決だけでなく、障害のある人に対する理解を広げていくことも重要です。模範となる行為を知事が表彰できるようになっています。

差別の定義

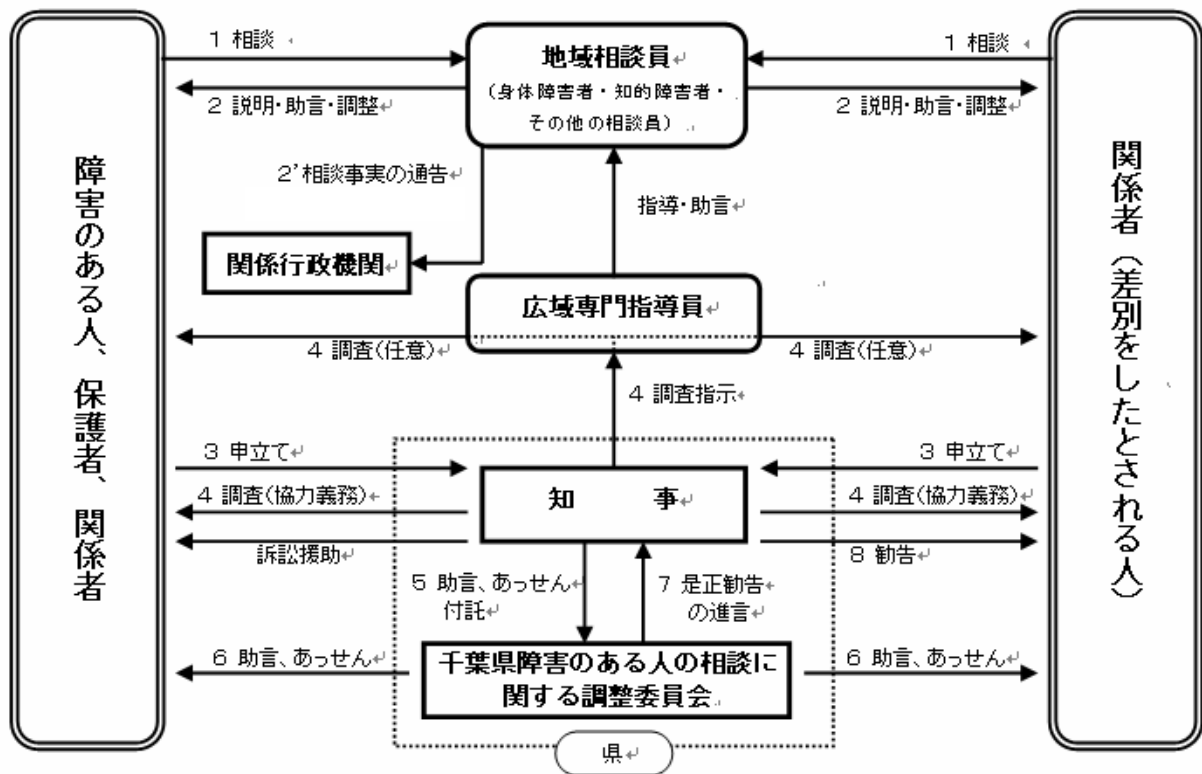
障害のある人に対する次の8分野の行為を差別（不利益取扱い）と定義しています。

また、「障害のある人が障害のない人と実質的に同等の生活を営むために必要な合理的な配慮を行わないこと（合理的な配慮に基づく措置の欠如）」も差別と定義しています。

福祉サービス	(1) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われないこと、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合そのたの合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
医療	(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合そのたの合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強いる、又は隔離すること。
商品及びサービスの提供	サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
労働者の雇用	(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。 (3) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
教育	(1) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 (2) 本人若しくは保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。
建物等及び公共交通機関	(1) 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合そのたの合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること
不動産の取引	障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
情報の提供等	(1) 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

（障害者差別をなくすための研究会での発言から） 「出産後初めてベビーカーを押してラッシュ時の電車に乗ったとき、常に周りに迷惑をかけているのではというような引け目や違和感・社会から排除されているような、なにかしっくり来ない気持ちを感じ、車椅子の方はいつもこんな気分なのかと考えさせられた…。」「車いすの方が、自転車が置いてあって通れないということが、初めてベビーカーを押すことでわかったし、駅の階段も、子どもと荷物を「よいしょ」と持ち上げて登らなくてはならない社会だということがわかった。ラッシュの時も「おじゃましては悪いかな」と電車に乗ることができない。障害ではないが、少数派となったことで、居づらい、しっくりこない、私が差別されているような感覚を持った。ベビーカーであれば、「ちょっとの間だから我慢なさい」と常識に蓋をされてしまうが、このような状況、差別ということが障害を受けたがために長い間続いているということであれば、当事者の方はどう感じているのだろうかと思った。」

事案解決の仕組み



「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」のもとになった草案は、徹底した県民参加の方針の下、県民の力によって、白紙の状態から創り上げられました。

条例制定の宣言

2004年7月 県が策定した第三次千葉県障害者計画に、新たな地域福祉象「誰もが、ありのままにそのらしく、地域で暮らす」を掲げ、その実現のための条例を制定を検討することが盛り込まれた。

差別に当たると思われる事例の募集

04年9月 「条例づくり」を検討するため、広く県民から差別と思われる事例を募集。その結果、教育・雇用・福祉など様々な分野にわたる約800件の事例が寄せられた。

研究会の設置とタウンミーティング

05年1月 寄せられた事例を分析し、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」を徹底して議論するため、「障害者差別をなくすための研究会」を設置。教育関係者、企業関係者、自営業や医療関係者など、どちらかといえば「差別をするかも知れない側」の人を含む29名の公募委員が約1年間、20回にわたり議論。

また、研究会の議論と並行して、県内各地でタウンミーテ

ィングが開催され、県内30箇所以上で3000人以上が参加した。

(県議会での審議と条例案の撤回、再提案、成立)

06年2月 こうした経緯を踏まえた条例案が2月定例県議会で審議されたが、より多くの方々からの意見を聴く必要があるなどの理由で継続審査の取扱いとなった。

県ではこれを受けて、教育・企業・医療・福祉の関係者から意見を聴取。こうした関係者の意見を議会に報告し、健康福祉常任委員会で議論が行われた。

06年6月 6月定例県議会で、条例案をより良いものとするために修正するのであれば原案をいったん取り下げるべきとの指摘がなされ、条例案をいったん撤回。

06年7月～ 県は、関係者の意見を踏まえた「検討用試案」を公表。健康福祉常任委員会協議会が3回にわたり議論。また、関係者から意見を聴取。

06年9月 協議会等の意見を踏まえた条例案を9月定例県議会に提案。10月11日、可決・成立。